

第十回 参議院厚生委員会會議錄第八号

昭和二十六年二月二十二日(木曜日)午前十時四十五分開会

本日の會議に付した事件

○あん摩、はり、きゆう、柔道整備等營業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○社会保険制度に関する調査の件(覚醒剤に関する件)

○委員長(河崎ナツ君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

あん摩、はり、きゆう、柔道整備等營業法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、前回に引続き質問を続行いたします。御質問ございますか。たはどうぞなされて下さい。

○石原幹市郎君 この前審議しました際に、教育施設の關係のことについて文部当局からも来て頂いて一応お話を聞きたいと思つておりましたが、今日お見えになつておりますか。

○委員長(河崎ナツ君) おいでになつておりますから、どうかお聞き下さいませ。

○石原幹市郎君 文部当局のほうから一応現在の制度についてちよつとお話を願いたいと思ひます。

○説明員(大島文義君) 現在文部省でやつておりますこの關係のことを簡単に申し上げますが、盲学校におきまして、現在のところ小学部、中学部、高等部、専攻部と置いております。その高等部が普通教育における新制高等学校に相当する三年間でございます。その上に更に専攻部二年を置いております。

第八部 厚生委員会會議錄第八号

昭和二十六年二月二十二日【参議院】

す。それで盲学校におきましては、只今のところ職業の範圍が割合に狭いのでございまして、あん摩、はり、きゆう、柔道整備をやつておる所が主でございまして、その他、ほかの職業課程を持つてゐる所もあるわけでありませう。その高等部三年間におきます教育課程は、普通の高等学校と同じものを施行してゐるわけでありませう。つまり単位制度でございまして、八十五単位取れば高等学校卒業の資格を取れる。その中の三十八単位が必修教科になつております。これが基礎的な教科でありまして、残りの四十七というものが選択教科になつておりまして、この中で職業課程を生徒の希望によりまして選択して修得するということになつておるわけでありませう。それでその四十七単位の中に盲学校の高等部で、あん摩、はり、きゆうの課程を置いてゐる所は、それに関する科目を置いてゐるわけでありませうが、厚生省のほうとも十分御連絡した上で、そういう教育課程を構成して、高等部で三年間修めざる。三年間ではなお足りません分がございませうので、それに続き専攻部二年間におきまして、その続きと申しますか、そういう課程をとらせることにしております。専攻部におきましては、普通課程は割合に少いのでございまして、主として職業課程を修得されておるわけでございます。高等学校と申しますと、普通の高等学校におきましては、大学へ進学するといふような普通の課程もございませうし、それから昔の

中等実業学校、即ち工業学校、商業学校の課程を持つてゐる職業課程を主体とする高等学校もたくさんあるわけでございます。盲学校の高等部は、そういうような職業課程を多く持つ高等学校と同じ性格を持つてゐるという意味で、あん摩、はり、きゆう、柔道整備等を主として指導してゐるわけでございます。今日厚生省のほうの試験を受けます資格と申しますか、それを獲得するために、只今申しました盲学校の高等部三年プラス専攻部二年、五年の課程を修めまして、文部大臣の認定したそういう養成学校を卒業した者はそのほうの受験資格を得るという仕組みになつております。大変簡単でございますが、以上でございます。

○石原幹市郎君 これは厚生当局でも文部当局でもどちらでもよいのです。が、この前、六三三の高等学校を出ておる者は後二年間だけの実地の修業で受験資格を得るようになりださうか、できれば今回の法令改正の際に認めてもらいたいといふような希望を申入れていたわけですが、その点について文部当局のほうでも御研究願つておるのでしょうか。

○説明員(大島文義君) 高等学校のほうにも、只今御説明申し上げましたように、高等部の三年間八十五単位の中の四十七単位は大体職業課程のほうへ振向けられてゐるわけでございます。その三年間においてそのほうの課程を普通教科と連絡を保ちながら進行してゐるわけでありませう。で、その後更に二年

間やつておる。若しこれを高等部の三年間は普通教科だけを行なつて、その後の二年間に職業課程を全部集めてやるといふことになりませうと、只今の教科課程を再編成しなければならぬという問題がございませう。又再編成した結果、恐らく時間等で相当無理なことが出て来やしないかという感じもするのでございませう。あん摩、はり、きゆう等の専門の課程のほかに、例えば生理学とか解剖学とかいふようなこともやつておりました。それも基本的な教科の理科の面にも關係を持つてやつて来ておるわけでありませう。一応高等部の三年で普通科をやつて、あと二年に職業科を移すといふことも考えられますけれども、元來現在の高等学校の職業科といふものも必修で入つておりますし、ほかの高等学校も職業科といふことは非常に重視してやつておるわけでございます。学校の組織といひましては、その三年間を最も有効に働かせるためには、やはりあん摩、はり、きゆうを志望する生徒に対しては、その三年間でも何ほどの教養を与えたほうがよいのじやないかといふことを感じてやつております。

○石原幹市郎君 何か私考えますのは、普通の高等学校を出て来た者は、あとの二年の専修科といふか専門部のほうでみっちり、基礎教養もあるのですから技術だけをやらすようにする。そういう途を開いたらどうかと思つてますが、この点について一ツ文部当局も将来研究しておつて、やつて行くと

いう御希望を持つておられるかどうか。○説明員(大島文義君) これはなお一応今日の教科課程をよく研究いたしました上で、組織替えをしなければならぬという問題になつて来るわけでありませう。只今のお話のように、三年間は基礎的なものをみっちりやり、その基礎の上にあとの二年間で職業課程といふものをやれば非常に有効にやれるといふ考えも確かにあると思ひます。その点はなお高等学校の教科課程を十分再検討いたしました上で、そういうことが可能であるかどうかといふ時間數の關係もございませうから、必要があれば再検討をいたしたいと思つております。

○石原幹市郎君 私は、だから二本建でもよいのだと思ふ。ずつと下から来る者は現行の制度でもよいが、よそから高等学校を終えて、あとその資格を取りたいといふ者は二年間の間にみっちりやれるような部別を設けておいてよいのじやないか、こういうことを研究しておいて貰いたい。

○説明員(大島文義君) それは大変結構な話だと思つております。つまり高等学校では、特にあん摩、はり、きゆうの課程を修めずに普通の高等学校の課程を修めまして、そうして専攻科に入つて二年間で、そういうことを習得するといふことで……。

○石原幹市郎君 そういうものは師範の二部のような、そういう組織でやつて頂きたい。

○委員長(河崎ナツ君) ほかに御意見
ございませんか。

別に御意見もないようでございますが、
討論は終結したものと認めて差支
えございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより採決
に入りますが、石原委員のおつしやつ
た要望を付けて……

○石原幹市郎君 それは私の要望で、
別に附帯決議というふうな意味ではご
さいません。

○委員長(河崎ナツ君) それでは、そ
ういうわけでございしますから、これよ
り採決に入ります。あん摩、はり、き
ゆう、柔道整復等営業法の一部を改正
する法律案について採決いたします。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營
業法の一部を改正する法律案を原案の
通り可決することに賛成のかたの御起
立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(河崎ナツ君) 全会一致でご
さいします。よつて、本案は原案通り可
決すべきものと決定いたしました。そ
れから本院規則第七十二条によりまし
て委員長が議院に提出する報告書には
多数意見者の署名を附することになつ
ておりますから、本案を可とされたか
たは順次御署名を願います。

多数意見者署名

小杉 繁安 有馬 英二
大谷 豊潤 中山 壽彦
石原幹市郎 藤原 道子
上條 愛一 藤森 貞治
松原 一彦

○委員長(河崎ナツ君) 御署名漏れは
ございませんか。署名漏れはないと認
めます。

向本会議における委員長の口頭報告
の内容は、本院規則第百四條によつ
て、あらかじめ多数意見者の承認を経
なければならぬことになっておりま
すが、これは委員長において、本案の
内容の説明、並びに本委員会における
質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決
の結果を報告することとしたしまし
て、御承知願いたいと思ひますが、御
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河崎ナツ君) 御異議なきも
のと認めます。有難うございました。

○委員長(河崎ナツ君) それでは、な
お、この際お諮りを願ひたいことがご
さいします。社会保険制度についての調
査の一環といたしまして、覚醒剤に関
する説明を聴取することに御異議ござ
いせんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河崎ナツ君) それでは法制
関係のことにつきまして、これまでの
経過を参議院法制局第一課長の中原氏
より伺うことにいたします。

○法制局参事(中原武夫君) 私から覚
醒剤に関する立法措置をどういふふう
にして行くかという問題に関しする
今日までの経過を御説明申し上げます。
第九国会、前の国会の終り頃になり
まして、覚醒剤の取締措置を、薬事法
の一部改正することによつて行いたい
という議論がございました。そのとき
の内容は、薬事法に「一カ条を附加えま
して、製造業者に対する生産制限、そ
れから輸入業者に対する輸入制限、そ
れから販賣業者に対する販賣制限のみ
ならず、全般的な禁止もできるという
規定であつたのであります。その際

に、全般的な禁止をするということま
で行くと、損失補償の問題が起きて来
るけれども、予算措置ができるかどうか
というところが懸案になりまして、一
応御破算になつたのであります。それ
で厚生省のほうでは、若しそういう損
失補償の問題が理論的には起きたとし
ても、実際には損失補償をしなくても
いいような段階にまで持つて行く措置
を講じよう、そのためには、法規上の
根拠はありませんが、生産中止の勧告
に對して、許可を受けておる製造業者
に全部協力をしてもらつて、製造の中
止をやつて来ましたが、その措置をずつ
と続けて行くとしたら、いつかは製造
業者なり、販賣業者の手許にあるスト
ックが極めて僅少になる時期が来るで
あらう、そのときに製造禁止の命令を
出すという法的な根拠を付けるなら
ば、損失補償の問題は實質的に片付け
て行くというところで今日まで参つたの
であります。十二月末現在におきます
製造業者のストックの数量を調べても
らいましたところが、金額にいたしま
して三百七十六万円余りでございま
す。

現在三つの考え方があるのであり
ます。

その第一は、前の国会から引続きま
して考えられております薬事法の改正
によつて製造業者を抑え、販賣業者を
抑えて行くという考え方でありま
す。

今一つは、全面的にヒロポンその他
の覚醒剤を日本の国内からなくしてし
まう、絶対的な禁止の方針を強行して
行くという考え方でありま
す。

今一つは、この前の公聴会で証人の
方がお述べになりましたように、麻薬
取締法に準じて取締を行なつて行くこ
とによつて、ヒロポンの規制、覚醒剤
の規制はできるのではないかと
いう考え方でありま
す。

第一の薬事法の改正によつて行く考
え方を取りますと、製造の面と販賣の
面と配給の面は一応抑えられます。併
し製造業者ではない者が行う……製
造を業としておらない、自分で製造を
して自分で使う製造の面、それから販
賣業者と断定できないような譲り渡し
の面、それから譲り受けた者の規定の
面、そういう面が一点脱離いたしました
。それから中毒者自体を処罰する規
定がありませんので、中毒者の措置が
困難であります。

又最後に薬事法による薬事監視員は
摘発の権限を持つておりませんので、
取締に非常に困難を來しております。
この三つの面が一応脱離いたしますの
で、薬事法の改正だけでは完璧を期す
ることができないのではないかと
いう欠点があります。

それから第二の、全面的に禁止して
国内から覚醒剤を一掃するという案に
なりました。前の国会の終りに問題
になりましたような損失補償の面が少
し残るのであります。と申しますのは、
一般的に財産権の制限をする場合
には、たゞ／＼或者者が損失を蒙つて
も、これは補償しなくてもいいという
従来の解釈であり、立法例でありま
す。ところが現在許可を買つて、製造
をしておる製造業者は、一応薬事法に
よつていわば或る種の特権みたいなも
のを持つておるわけであります。従
まして一般的に禁止されて、一般の人
は製造を禁止されておるが、許可を受
けた製造業者は製造ができるという特
典を持つております。で、規制の仕方

は一般的に禁止するとしても、受
ける側からみますと、薬事法による許
可を受けておつた者についてだけは特
別な侵害が加えられるわけでありま
す。そうなつて来ますと、特定の者の
財産権をゼロにしてしまふという措置
をしております。そういう理論なり、立法
例なりからいまして、全面的な禁
止をするということになると、損失補
償の問題が残つて、これは予算措置と
の関連で考へて行かなければならな
いのではないかと
いうことになりま
す。

それから第二の麻薬取締法に準ずる
措置で参りますと、一応考え方とし
ましては、麻薬取締法そのまゝを準用す
るわけには参りません。と申しますの
は、麻薬取締法には輸入から消費の段
階に至る十一の段階が設けられておつ
て、その十一の段階を麻薬が通過して
いるようになつております。ヒロポン
では、覚醒剤ではそういうことまです
る必要はないのであつて、製造業者か
ら直接お医者さんの手許に流れる線だ
けを考へるといふのが、厚生省の薬事
課のほうでとつておられる方針であ
りますから、そういう線だけで行くとい
たしますならば、製造業者を抑え、そ
れから覚醒剤を使用する医師を限定
し、それからそれ以外の所持、譲渡は
一切禁止するという措置を講じて行け
ばいいわけでありま
す。で、そういうた
しと、一応製造業者の手許にあるス
トックも流れる途が付くわけだ
す。それから経過的な措置を講じて、販賣業
者の手許にあるストックも、指定され
た、限定された医師の手許へ流れて行
くという途を講じて置きますならば、
損失補償の問題にからず、一応の

麻薬と同じように厳格な規制ができるのではないかと云うことになるのである。只今のところは、今の三案につきまして、どれを採るかという決定には至っておりませんが、大体の経過はそういうことでございます。

○委員長(河崎ナツ君) なお御質問のことをごさいますしたら、どうかお聞き下さいませ。

なお他の一面におきましての直接に覚醒剤そのものにつきまして取締に当っておりまして厚生省の製薬課の課長がおいでになっておりますから、その御報告を伺うことにいたします。梶山製薬課長。

○梶山製薬課長 委員長、ちよつとその前に厚生省のかたに伺いたいのですけれども、先だつて参考人に来て貰つたかたの、殊に大日本製薬ですか、あそこのかたから聞くと、もうあそこには手持が全然ない、こういうことを言つておられましたが、大体製造許可をしてある所にまだ相当その覚醒剤の手持がございまして、もう殆んどなくなつておられるのが現状でしょうか。

○説明員(梶山廣吉君) 現在の在庫量でございますが、金額にいたしまして今法制局第一課長から御説明がありましたが、三百万円ばかりのものでございしますが、数量にいたしまして約三十三万アンブールの、結晶が六十六キロ七百三十。

○梶山廣吉君 それはメーカーの手許にあるのがそれだけでしょいか。販売業者の方には、これはちよつとお分りにくいかも知れませんが、若し分つておりましたら……。

○説明員(梶山廣吉君) 只今申上げました数字はメーカーの手許に残つてお

りますところの在庫品であります。販売業者の方は全国の販売業者をいろいろ調査をしたのもありますが、これはちよつと在庫量を掴むことは不可能というところでございます。

○梶山廣吉君 最近の医院、病院その他の医療関係者の方の在庫は各都道府県で調べておられますようですが、これと同列で販売業者のほうも調べておられますか。

○説明員(梶山廣吉君) 販売業者のほうは調べておまして、その集つて来たものは集計して薬事課のほうでこちらへ回答した、所管が薬事課になつておりますのであります。

○専門員(室間弘司君) 調査員のほうから覚醒剤の在庫数、薬局と、それから医薬品販売業者の在庫数、これを見ますと、錠剤が三百六十八万八千六百二十錠、注射剤六十二万九千八百アンブール、粉末が六千八百六十五グラム、それからその他に散剤になつたもの、これは百倍に薄めてありますから、それで四万一千六百五十一グラム、百倍になつております。十倍に薄めてある散剤これが五百七十五グラム、これだけでござい

ます。その他にまだ未報告の県が三つ四つございますから、まだこれ以上ということになります。

○松原一彦君 それは価格は幾らですか。

○専門員(室間弘司君) 価格は今直ぐ出ませんけれども、直ぐ分ります。松原一彦君 専門員の今言われたのは、これは販売業者が持つておるものですか。

○専門員(室間弘司君) そうです。

○松原一彦君 説明員の言われたのは、製造業者、この二口ですね、それを価格にしたものは出ませんか。それは何処から集められた材料ですか。

○専門員(室間弘司君) これは厚生省の薬事課でございます。

○中山廣吉君 今でも覚醒剤の錠剤といふものは製造許可になつていますか。

○説明員(梶山廣吉君) 只今では製造許可はしておらないのでございます。

○中山廣吉君 いつから禁止になつたのですか。

○説明員(梶山廣吉君) それは昭和二十五年……昭和二十四年の……。

○中山廣吉君 粉末はどうなんですか。

○説明員(梶山廣吉君) 粉末も錠剤と同じくなくなつております。昭和二十四年の初めに、これが公定書の一つでございまして、これが国民医薬品集に収載されておつたのでございまして、昭和二十四年の五月三十一日に国民医薬品集の改訂を行ひまして、そのときにプロバミン及びメチル・プロバミンの結晶及び錠剤、散、そつちつたものは公定書からこれを削除いたしました。その結果、経過措置を要して昭和二十四年の九月以降は許可を持つてないものといふことになつたのでござい

ます。公定書外の医薬品の製造許可として申請がございしたけれども、これは全部許可せずにそのまましたわけでありまして、原末の純粹の結晶と錠と、それから十倍散と、そつちつたものを、国民医薬品集に収載されておりますものを昭和二十四年の五月三十一日にこれを削除いたしました。経過措置を経て昭和二十四年九月以降は許可の

ないものとなつております。許可申請も出たわけでございますが、それは全部許可をせずに今日に至つておるわけでございます。

○中山廣吉君 そつちつたものと、今ここに御報告になつた量といふものは二十四年の九月までに製造した残の分ですか。

○説明員(梶山廣吉君) その通りでございます。製造業者のほうの錠剤の在庫量は二社ございまして、その中の一社のプロバミンの錠の一ミリのものが二百四十万八千錠、プロバミンの二ミリの錠剤二十五万八千錠という在庫があつたのでございまして、今日の報告によりまして大阪府の薬務課員が立会いまして、向うは会社が自発的意思で全部廃棄したものでござい

ます。中山廣吉君 そつちつたものと、錠剤、粉末等は販売してないわけですか。

○説明員(梶山廣吉君) そつちつたものと、錠剤につきましては販売は現在はいたしておりません。ただその販売につきましては、製造と違ひまして、いろいろ薬事法上の販売が不可能であるかどうかについては、いろいろ法的な疑問はあるわけでございますけれども、現実には販売いたしております。

○有馬英二君 では課長に伺います。そうすると、それは製造禁止だけであつて販売は禁止してないといふことですか。そつちつたわけじゃないのですか。錠剤と散剤のほうは。

○説明員(梶山廣吉君) 製造と共にその製造業者からの販売は当然これは禁止されておるわけでございます。ただ以前からございまして各販賣者にある品物につきましては、現在では表示の間

題がございまして、公定書の医薬品でございしたところのメチル・プロバミン錠は、公定書から落ちますと共に、公定書の名前を使うことはこれは当然薬事法の違反になるわけでございます。それと共に、新しい許可がございせんから、新しい公定書医薬品としての名称もないわけでございます。その経過措置はもう過ぎておりますので、それにつきまして現在のところそつちつた角度からこれは販売できないものという考え方を持つております。ただ現在の薬事法につきましては、そつちつたものについての経過措置中の明確な規定がないのでござい

ますけれども、従前の例によりまして一定の経過期間を過ぎた以後におきましては、そつちつた現在すでに表示の上において違反と認められるという点からこれは売れないということになつておるのであります。

○有馬英二君 そつちつたものと先ほどの何で、こちらの調査員からの御報告になつた錠剤、それから注射液は別として、粉末、散剤、散剤百倍と十倍といふものが、これだけ未だに薬局並びに販売業者の手許に残つておるのですから、ただ製造を禁止したということだけでは、これは細々と販売せられておるものと解釈できるわけですね。又それを差しとめる方法はないといふあなたの御説明のように伺つたのですが、若し我々が只今問題になつておるこの覚醒剤の製造といふことをここでどう

いう工合にしなければならんか、即ち禁止をするかどうかといふことになり

ますと、ただこれから禁止しただけでは、この手許に残つておるところのものゝの処分について何かここで又特別

なことを考えなければならぬのであります。例えばこれをすべて廃棄するようにするとかというようにすることにすれば、実際にやればはるばるこの覚醒剤の害毒というものを全般的になくするということとはできないというように思われますが、如何でありますか、御説明願います。

取したのですが、この人々の話によりまして、医学上には極めて少量でいい、これを禁止しても差支えない、これはそういう御意見であつたのですが、政府当局としては制限というほうに重点を置かれて、禁止ということについてはそういうお考えは現在はないのでございますか。これを一つ伺いたいと思ひます。

上の部分だけが若し仮りに或る程度生産されることになりました、そういう制限の法制化がございましたならば、それを越えて若し生産が行われた場合には直ちに取消すということをし得るといふ角度から、そういう線で見ても、今度考へて参つたような次第でございます。

と考へられる次第でございます。○中山善喜 此の間、参考人のおとき警察予備隊の医務總監を呼んであつたのですが、丁度あの天候で来られなかつたのですが、警察予備隊で覚醒剤を多量に要するといふような話もちよつと聞いてゐるのであります、若しそういうような要望があつた場合に、政府当局としてはこれを製造されるという御意思があるかどうか、若し製造されるとすればどういふことでこれを製造するかといふことを一つお尋ねたいと思ひます。

○松原一善 政府の行政的な話合、懇談の上から、製造業者が自願して漸次その製造を縮小し、若しくは廃止してゐるといふことは想像もつきません。私も大日本製薬を見たときに、殆んど良心的に今ではそういうものをやめておるといふことであつたのであります。それはわかりませんが、併しそういうことをする一方に使用者に對するところの取締りなかつたかなといふ事実から、悪質な製薬品が一層多く市場に流れて、その害毒は公認のよいものの薬品より以上に悪い影響を及ぼすといふような事実があるんじゃないでしょうか。この点については厚生省の薬事方面から、又製薬方面から御覽になつたところではどうでしょう。○松原一善 密造のものにつきましては我々の現在聞いておりますところでは、或いは滅菌もしないで、單に注射液を合所の片隅で溶かして、滅菌もしないで出しておるといふものもある一方、一方に立派な品質を持つて間違ひのないといったもの、衛生上からは何れもそこに薬品として支障のないといふものもござります。両方ござります。

○説明員(福山庸吉) 販売業者の在庫量につきましては、これは調査いたしますのに非常に長い期間を要するのをごさいます、これを調査いたしました時期等から見ますと、数字のまとまつた現在といひましては、これは経過期間中も含めてのものと考えまして、その数字よりは遙かに少なくなつておると考へられるのでござります。そこで現在製造を制限或いは禁止といふようなことがござりましたならば、又或いは現在の自肅生産中止の状況が續くという場合には、これは密造とかそういうことは別といたしまして、正當に造られたもののほうは、生産数量といふものは非常に小さなものしか残つておらないといふことは言えると思ひます。錠剤は相當あるようござりますが、錠剤についても只今申上げましたような理由で現在ではそれだけのストックはないものと考へられまして同時に、錠剤のほうは貯蔵管理等についても非常に大量使用しないといふのは駄目だらうと考へられるのでございまして、現在販売業者の手許にあるストックの量といふものは、大局から考へまして、中毒に對する非常に大きな材料といふことにはなり得ないだらうと考へられる次第でございます。

○説明員(福山庸吉) ちよつとそれに関連いたしました、取敢えず只今までのいふところの法制化を担当いたしましたおりました薬事課を中心と考へて参つておりますのは、製造、販売、輸入等の制限という線で、これは先程中原課長からも御説明がございましたように補償といふことを考へずにこれを行ひ得るという線で研究いたして参つたのでござります。それと同時に昨年の十一月二十九日の次官名によりましてこの嚴重な製造中止勧告以後は製造を現在いたしておりません。その後我々のほうで十分な調査を行いました結果、當時許可を持つておりましたものは二十社ござりますが、昨年の十一月二十九日に現に生産を行なつておりましたのは八社ございまして、そのうち、その後調査いたしましたところが、三社が輸出品の契約のありましたものを幾分製造したのと、仕掛品の仕上げといふことをやつた所が三社ございまして、他は全然製造をいたしておりませんし、更に現在までその八社のうち自發的に製造中止届を出して参りましたものが三社ございまして、一方、製造の制限、販売の制限、輸入の制限といふことの法制化によりまして、現実の問題といたしましてこれの生産は全部なくなるであらう、本當に必要な医療

○中山善喜 生産の制限といふことが實際問題としてでき得るでしようか。従来もやはり或る枠の中で生産をするといふようなことになつておつたものが、枠以上に多量に生産されたといふような実情にあるらしいのです、制限といふことが實際問題として、たやすくできましようか。それを一つ伺いたいと思ひます。

○説明員(福山庸吉) 勿論、禁止といふことであれば一番それは完全であらうとは考へられるのであります、實際問題といたしまして今までのこの生産制当を行いましたのは、これは單に行政的な措置だけで罰則を伴はない、昨年七月以降はただ報告について薬事法を適用いたしました虚偽の報告を防ぐといふことのみでございまして、只今までの生産制当の措置は、單に行政的な指導といふ角度で参つたのでございしますが、そういう生産の制限についての明確なる法規ができました場合には、それについて、それを實施して行く上につきまして、生産、販売、輸入の制限の完全な遵守といふことをやつて行きます上においての種々な扱い方といふことも、従つて法的に規定し得ると考へられますので、そういう場合には全然今までの生産制当といふようなものとは全く角度の異なつたしつかりとした角度を行ひ得ることができると考へられる次第でございます。

○松原一善 政府の行政的な話合、懇談の上から、製造業者が自願して漸次その製造を縮小し、若しくは廃止してゐるといふことは想像もつきません。私も大日本製薬を見たときに、殆んど良心的に今ではそういうものをやめておるといふことであつたのであります。それはわかりませんが、併しそういうことをする一方に使用者に對するところの取締りなかつたかなといふ事実から、悪質な製薬品が一層多く市場に流れて、その害毒は公認のよいものの薬品より以上に悪い影響を及ぼすといふような事実があるんじゃないでしょうか。この点については厚生省の薬事方面から、又製薬方面から御覽になつたところではどうでしょう。○松原一善 密造のものにつきましては我々の現在聞いておりますところでは、或いは滅菌もしないで、單に注射液を合所の片隅で溶かして、滅菌もしないで出しておるといふものもある一方、一方に立派な品質を持つて間違ひのないといったもの、衛生上からは何れもそこに薬品として支障のないといふものもござります。両方ござります。

○中山善喜 先だつて精神病の専門家など参考人としてございよう、○

○松原一善 閣下に……

○松原一善 閣下に……

○松原一善 閣下に……

○松原一善 閣下に……

○中山善喜 先だつて精神病の専門家など参考人としてございよう、○

○松原一善 閣下に……

○松原一善 閣下に……

○松原一善 閣下に……

○松原一善 閣下に……

のではありません、これはごまかしなのでございますから、そのために精神病者を出て来ておる。それが年申殖えて来ておるというふうな意味からして、私は断じて禁止すべきであるという私の持論を持っております。そこで禁止したに越したことはございせんが、それには何といふか、補償が伴う。だから制限で行つたほうがいいのだ、こういうふうなことのようには私はとれるのですが、ところがこれを補償するといつたつて、僅か三百七十六万円といふことなのです。三百七十六万円と今の社会的に流している毒と併せ考えますときに、どつちに比重を置くかといふことになるのですが、三百七十六万円というのは安い金額である。殊に製造業者が自発的に廃止しているとか、自願しているという段階におきましては、製造を禁止しても補償の問題は多数は起つて来ないと思ひます。社会道徳の上から見まして、それならば私は害あつて益なしという事は禁止すべきである。禁止といふことになれば闇に流れるというものも取締れることと思ひます。製造制限という言葉を使われる陰に、一つ私は率直にお伺ひしたいと思ふのですが、何やら大きな力が動いてゐるのではないかと、禁止することができない理由が何かあるのではないかと。

○説明員(堀山廣吉君) 只今の、なぜ禁止せずに、生産、販売とも制限で行くかといふことでございますが、それは当然禁止の線も考へて、現在の状況から参りますと、製造業者においても自発的に廃止しようとしております。現在生産は中止いたしておりますので、實際問題としては結局近いうちに

生産はなくなるというところでございますが、取りあへず現在までの線は、勿論補償の問題もございしますが、現実に生産がとまることによつて、製造販売の制限という線で、これは当然、自然にとまるというところになるという角度で現在まで来たわけですから、決して禁止を否定してゐるというところは全然ないのでございします。一刻も早くそいつた措置をとるというところが一番早道であるという角度をとつておるのでございます。御心配になりますような線というものは全然ないのでございします。ただ純学問的なことは、例えばこの覚醒剤がアメリカの薬局方には今度逆に収載されるというわけでございます。純学問的には、日本ではそれを禁止するといふような純学問的な問題はある一つの考え方でありまして、他のほうからのそいつた力といふものは只今のところは別にないでございします。その点、誤解のないように申し上げておきます。

○藤原道子君 その点はあなたの言葉で安心したのですが、併しここで製造制限といふことになりまして、今私たちが恐れておりますのは、現実におきまして労働強化の場合にこれが使われておる傾向がございします。それから先程中山先生も話がございましたように、予備隊あたりからこれを求められたときにどうするかといふこともあるわけでございます。それからいへば、私たちが調査中でございますけれども、そういう点も考へますときに、これはもう害のあるものだといふことで製造を禁止しておきますならば、そいつた憂いがないかと思ひます。

のでございします。ですから再び青年たちの……害毒が多いということがわかつておるといふことでございしますから、もう禁止してもいい、禁止したんだというところに私たちはここで持つて行きたい。この間、脳病院の院長初めいろいろなかたに来て頂きましてけれども、こういう先生がたの意見を聞いても、私は製造禁止のほうがいいように思つておりますので、一部の学問的な研究的の点はあるかも知れないけれども、これがなまぬるい点で終りましてなれば、何らかの抜け道が起きて来る、製造を制限して、而も一方から求められればそこに何らかの秘密的な製造もできるかも知れないと考へますので、これを国の法律で以て禁止するといふ線に持つて行くのがとるべき途だと考へるのでございしますが、その点は如何でございしうか。

○説明員(堀山廣吉君) その禁止の線につきましては、只今申し上げましたように、そのもの自体が害毒があるが故にこれを禁止するといふ線について、私から只今もつとその問題についてはお答えすることができないと思ひます。我々が只今までとつて参りましたところの線は、このものが一刻も早く現実に造られないような措置をとつて来ておるわけでございますから、害があつたからといふ点についての措置は別といたしまして、そいつた点もございしますので、その措置として有害で価値なしという角度からそれを禁止するといふ線には、只今私もとめてはそこまで十分まといないのではありません。現実の問題としてこれはなくなるというところで、当然禁止とい

つたことは結果においてそいつたことになつておると思ひます。只今言われておる、薬として価値なしという角度からの禁止については、只今のところ私もとめてはお答えできないと思ひます。

○藤原道子君 社会的な害毒という今の情勢から行きまして、害なしとは言えないでしよう。社会的な大きな問題になつておりますことは、害ないといふことでその薬を使うことによつて精神病者も多くなつて来ておるし、或いは又青少年が心身共に蝕まれて行く或いは犯罪の要素になるといふ点から考へまして、私たちは禁止したほうがいい、或いは医者の立場から言つてもその必要はないように私ども聞いてゐるのですが、結局害があるから禁止するといふところまでは行つていないといふ今のお答えなんですか。

○説明員(堀山廣吉君) 害がないからといふ点ではなく、社会的なこいつたいろいろの害が出て来ておりますから、これに對しまして制限なり禁止なりといふ線を我々考へて来ておるのでございまして、その薬の、本質的な薬としての利用上の意味はない、或いは薬物作用はただ害のみであるといふような角度からはまだ取上げていないのであります。只今これは現在アメリカでは本来の薬局方に載せるという点では、少くともそれが一つの医薬としての意味があるといふ点を考へておるわけでございます。只今我々のほうでは正当な医療上の目的に使われずに、こいつた非常に予想されざる方向に使われたための害、それをはつきり認めておればこそ、それに対するいわけ行政的な措置或いは又今般こいつ

たような法律的な措置をとらうといふ角度に進んでゐるのでございしますから、今の製造の制限とか禁止というふうな線につきましての只今までのところとつて参りました措置は、一刻も早く、こいつた補償の問題で以てそのまま遷延するよりも、一刻も早くこれが措置できるような角度に今行つておるといふことを御説明申し上げた次第であります。

○藤原廣治君 今堀山さんからのお話でよくわかつて来たのですが、ところでおるといふお話がありました。どうして一方には害毒があるといふことは、事実も出ておることであるから、これは一つ行政的にあなたがたのほうから製造業者と詰合つて、自発的に廃止届を出すといふような気運が作られるように是非運ばれて、そいつたふうな全部が廃止届を出すといふことになつておるお見込みはございせんか。

○説明員(堀山廣吉君) 藤原委員のお話のような角度へ我々としては持つて行くように努力いたしたいと思ひます。その見通しにつきましては只今こゝで正しく申し上げることはできませんけれども、ことごとくといふ点につきましては……まだ三社以上に殖えるものとは当然考へられるもので、自発的な廃止しか考へられせん。それが直ちに今自発的に廃止だけで、或いは行政的な措置で即刻全部が全部といふことはまだこゝでは私共もつと何は申し上げられないと思ひますけれども、その方向に、少くとも三社だけでなくして殖えて行つて、できればその線に行きたいといふことは、私どもも考へておる次第でございします。

○**藤森義治君** 自発的に製造を中止するか或いは禁止するかというところまでの線に行っていないのですから、そういうところも十分あなたがたから道義的にお話しされたら、恐らく全部の人がこれに賛成するだろうと思うが、又そうでなければならぬわけでありますが、そうしたら余程解決が早いと思います。至急あなたがたのほうで十分このほうに努力されるようにして貰いたいと思いますね。

○**松原一彦君** 専門家のかたの御意見を私尊重しますけれども、現実の問題としては、私の知っておる文士とか、芸能家、深夜の仕事などをする人は、もうどうしても打たなくては仕事ができないと言っておる。あの少年たちが或いは売笑婦などが中毒にかかっている、日に五十本、百本打つておるものとは違つた、いや打つてはならんと、成るべく打たないようにしたいという立派な意思を持つておつても、どうしても書き上げなくちやならん原稿とか、或いは高座を勤める芸能者とかいつたような者は、何としても打たなければ仕事ができないというところを述懐しておる。そこまでもう参つておるのだから、余程これは強い法律的な禁止事項かなんかを用いて、それを密売した者などに対しての取締が厳重でなければ、もうちやうど何とないますか、煙草が入つて来て後にはどうしても煙草がやめられないと同じように、やめられないのじやないのですしうかね。それ程需要があるということ。需要があるところへただ品物を禁止するということは、さつき私が申し上げましたように、良いものが形をひそめてしまつて、極めて悪い闇のもの

が多く暮るることによつて、値段も高くなれば買物も悪くなつて、需要者に及ぼす影響は一層今よりも悪くなるという事実を現わすのではないでしようか、その辺の御見解は如何でしようか。

○**中山義彦君** その点はあなたのおつしやる通り心配しておる。正当な薬品が姿を消して悪い薬品が闇で高く売られて、市場に流れて行く。これは現在そういう傾向が非常にあるように聞いております。製薬会社の社長なんかを呼んで聞いてみました。又強いのを闇で売つておる。そうすると、正当な製薬会社で作つたものよりもよく効くといつて、素人の人がそれを愛用する。従つて値段も高くなるというように現在にはなつておる。

○**藤森義治君** まだ結論はなか／＼出て来ないと思ひますが、これはまあ製薬課長にお聞きしたつてどうなる問題でもないから、さういふ需要者、悪いと知りつつもなお且つ需要者がある。そうしてこれを求めるのは酒以上に、食物以上に熾烈なんです。食物と両方並べると、食物は要らん、ヒロポンがほしいといふところまで来ているマニアがあるのですから、その方面も一体社会問題としてどう取締るかというところですね。何とかやめたいのだけれども、やめられない。あとにひけないといふところまで来ているのが現在の事実だと思ひます。なお、もう少し一つ御研究を願つてこの審議を續けて頂きますしうか。今日はこれで一つお打ち切り下つて、なお御審議を御継続願ひたいと思ひますが、如何ですか。

○**委員長(河崎ナツ君)** 只今の御意見のほかにまだ製薬課長にお聞きになる方ございますか。

○**有馬英二君** 若し製造が禁止されて日本の国内では、闇物は別といたしまして、表面は正しいことができない場合合には、若し外国からどん／＼入つて来るというふうなことがあつたらどういふ工合に取締りますか。

○**説明員(橋山庸吉君)** 若し禁止或いは製造制限或いは自発的に廃止届で、正当な生産というものがなくなりまして、正当な生産と全許許可を持たない無許可の者が密造した場合は、これは当然薬事法によつて販売或いは製造については、これを業とする者は是くこれは薬事法によつてこれを告発することができるところであります。直接薬事監視員が司法権を持つておらなくても、各方面と協力し、或いはこれを見付けた場合は告発するといふ措置がとれるわけでありまして、輸入のものにつきましては、これは只今でも一、二そういった輸入の申請があつて、それに関しますところの覚醒剤を含んでいるところの製剤の輸入申請があつたのですが、これは今保留ということで一応とめて許可をまだ出しておらないといふ状況でございます。と言いますのは、輸入販売業については、医薬品製造業と同様に政府は扱うという線がございますので、輸入品につきましてもこれを只今のところ許可せず、とめたといふ状況であります。

○**委員長(河崎ナツ君)** 製造制限です、自然に自発的に制限禁止するといふのは、業者の自発のほうですね、けれども一方今制限はしているのです、今製造制限はしていないのですか。

○**説明員(橋山庸吉君)** 今までのところでは、事実行政的な措置だけでありまして、法規はないのでありまして、その法規によりまして、それをするか禁止するか、今いろいろ考へつつあるところでありまして。

○**委員長(河崎ナツ君)** 皆さんの心配しているのは、かく制限をするといふのは行政的措置ですから、非常なこれに行政的措置ですけれども、いゝ／＼監督したり、又そういう屈をむやみにほかへ、渡すべき所へ渡さなければならぬのに勝手に売つたり、そういう適当でない所に売つたりいたしまして、非常に監督をきびしく医業なんかしては、今の制限だけでそこまでは行かないのですか。その面のことをもう少し伺つておきたいと思ひます。

○**説明員(橋山庸吉君)** 禁止或いは制限でございますが、そういう措置がとられましてならば、これは現在我々のほうで禁止いたしましたも、果して補償を出すべきかどうかという点も考へておるわけでありまして、制限するならば多少の補償はしていいだろうと思ひます。そういう法規ができました場合、いづれの角法の法規ができました、例へば販売の制限、製造の制限、或いは輸入の制限という角度でございまして、こちらが指示してきめた方法以外にこれが販売されるところがございまして、これは取締ることとは可能でございます。ただその点について一応問題になりますのは、個人が所持しておる所持の禁止といふことが及ばないかと考へております。それ以外のことは……。

○**委員長(河崎ナツ君)** それには触れないのですが……。

○**説明員(橋山庸吉君)** そういうことには、薬事法の款項では所持のことについては載つておりません。

○**委員長(河崎ナツ君)** 所持の制限といふことは載つていないのだから……。

○**説明員(橋山庸吉君)** 載つていないのだから、正当に医療上投与されたものはいいいのです。それ以外のものは……。

○**委員長(河崎ナツ君)** それがなければこれは制限できませんね。問題は製造の禁止か製造制限かといふ……。

○**説明員(橋山庸吉君)** ということでは、先程藤森委員からも御発言がございましてさういふ角度も、十分自発的な意思がどん／＼と湧いて来るような方向に指導したいと考へておる次第でございます。

○**委員長(河崎ナツ君)** 今日はそれだけ何つて置きます。それでは御意見もございませうございませうから、一応今日はこれで閉じたいことにいたします。御苦勞様でございます。

午後零時二十二分散会
出席者は左の通り。
委員長 河崎 ナツ君
理事 小杉 繁安君
有馬 英二君
委員 石原幹市郎君
大谷 豊潤君
中山 壽彦君
上條 愛一君
藤原 道子君
藤森 眞治君
松原 一彦君
政府委員 厚生省医務局長 東 龍太郎君

事務局側

常任委員
會專門員
草間 弘司君

常任委員
會專門員
多田 仁己君

法制局側

參事(第一部
第一課長)
中原 武夫君

説明員

文部省初等
等教育局初等
教育課長
大島 文義君

厚生省藥務
局製藥課長
稻山 庸吉君

昭和二十六年二月二十四日印刷

昭和二十六年二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁